

審 査 基 準

平成28年9月15日作成

法 令 名 :	宮城県道路交通規則
根 拠 条 項 :	第3条第1項第5号
処 分 の 概 要 :	交通規制の対象から除外する車両に対する標章の交付 (放置車両の確認、緊急取材、患者輸送車及び車いす移動車)
原権者 (委任先) :	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :	宮城県道路交通規則第3条第1項第5号エ (駐車禁止の規制の対象から除く車両) 宮城県道路交通規則第3条第1項第6号 (駐車の方法の規制の対象から除く車両 (放置車両の確認・緊急 取材に限る)) 宮城県道路交通規則第3条第1項第7号 (駐車時間制限の規制の対象から除く車両)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	5日
申 請 先 :	警察本部交通規制課又は警察署交通課
問 合 せ 先 :	警察本部交通規制課 (電話022-221-7171) 又は警察署交通課
備 考 :	

別紙

当該申請に係る許可対象が、次のいずれかに該当するとき、許可するものとする。

1 放置車両の確認及び標章の取付のため使用中の車両

道路交通法第51条の8の規定に基づき公安委員会の登録を受けた法人が、同法の規定に即して放置車両の確認及び標章の取付のため使用中の車両をいう。

2 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

「報道機関」とは、宮城県第一記者クラブに加盟の新聞、ラジオ、テレビ、通信社をいう。

緊急性を必要としない単なる取材活動に用いる場合は適用しない。

3 医療機関等において医療の提供を受ける者を輸送する患者輸送車で、患者輸送業務に使用中のもの

「患者輸送車」とは、医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送する車両であって、次のいずれも満たすものとする。

- ・ 患者輸送のための専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること
- ・ 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと
- ・ 寝台又は担架に患者を乗せた状態で容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を当該車両の右側面以外の面に1か所以上設けられていること
- ・ 物品積載設備を有していないこと

4 車いすを車体に固定することができる装置を有する車いす移動車で、車いすの輸送業務に使用中のもの。

「車いす輸送車」とは、車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する車両であって、次のいずれも満たすものとする。

- ・ 車室に、車いすを確実に車体に固定することができる装置を有すること
- ・ 利用者が容易に乗降することができるスロープ又はリフトゲート等の装置を有すること
- ・ 利用者が着座した状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が1か所以上設けられているほか、その乗降口から車いす固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること
- ・ 車いす利用者の安全を確保するため、車いす利用者が装着することができる座席ベルト等の安全装置を有すること